

2 財産・債務の承継の全体概要

第9回協議会(2026.9.18)
「資料2 財産・債務」より抜粋

行政財産

区分	会計	財産区分	承継ルール	
			特別区・大阪府	各特別区
財産	一般会計 政令等 会計	土地・建物・工作物	事務分担案に基づいて、特別区又は大阪府に承継 【特別区・大阪府双方に利用される施設は協議・調整のうえ共同利用】	財産の所在特別区 【市域外にある行政財産は近隣特別区に承継】 【受益、利用範囲が複数の特別区に広がるものや、市内に一ヶ所しかない施設で、共同利用が必要な場合は、関係特別区間で協議・調整】
		動産(船舶、浮標、浮さん橋、航空機)		
		物権(地上権)		
		無体財産権(著作権、商標権)		財産に関連する特別区
		物品(「行政財産」に分類)		財産の所在特別区

普通財産等

区分	会計	財産区分	承継ルール	
			特別区・大阪府	各特別区
財産	一般会計 政令等 会計	土地・建物・工作物	特別区に承継することを基本 大阪府には、事務分担案や債務承継など大阪府が担う役割と密接不可分なものに限定	財産の所在特別区(処分検討地を含む) 【市域外にある普通財産は近隣特別区に承継】
		株式及び出資による権利		特別区数による均等割
		債権		特別区数による等分のほか、個人向け貸付金は区内の債務者数や債務額で分割するなど貸付金の内容に応じて承継
		基金・現金		各特別区人口按分や基金・現金の性質に応じて承継

(2) 普通財産等の承継

◆ 普通財産等は、行政目的達成に直接使用される要素は薄く、主に経済的価値の発揮に着目

(承継ルール of 考え方)

- ◆ 特別区の設置に当たり、特別区に承継することを基本とする
- ◆ 例外として、大阪府に承継するものは、事務分担案に基づくものや債務承継に伴うものなど、大阪府が担う役割と密接不可分なものに限定

【土地・建物・工作物・株式・出資】

財産区分	特別区		大阪府	
	考え方	承継する財産	考え方	承継する財産
不動産 (土地・建物・ 工作物)	・所在特別区 ・地域の実情に合った活用方法等を住民自らが身近なところで決定できるようにするため	区役所、学校等跡地 市民交流センター跡地 市営住宅跡地 など		—
株式	・特別区数による均等割 ・株式の活用、処分の方針を住民自らが身近なところで決定できるため ・法人の経営に関する権利は、必ずしも一括保有して従来の地位を確保する必要のないものが多いため	関西電力(株)株式 関西高速鉄道(株)株式 大阪市高速電気軌道(株)株式 関西国際空港土地保有(株) (株)大阪城ホール株式 (株)大阪市開発公社株式 財団法人への出資、出捐 など	大阪府の事務分担案と密接不可分なもの	(株)湊町開発センター、アジア太平洋トレードセンター(株)クリスタ長堀(株)、(株)大阪港トランスポートシステム(株)日本宝くじシステム、阪神高速道路(株)、阪神国際港湾(株)、大阪港埠頭ターミナル(株)、大阪港埠頭(株)、本州四国連絡高速道路(株)
出資による権利				(地独)日本高速道路保有・債務返済機構、(福)大阪社会医療センター、(地独)天王寺動物園(地独)大阪健康安全基盤研究所、公立大学法人大阪(地独)大阪市博物館機構、(地独)大阪産業技術研究所(地独)大阪市民病院機構